

## ちば消防共同指令センターで使用する 2 段ベッド賃貸借 仕様書

### 1 賃貸借物品

2 段ベッド 14 台

### 2 賃貸借期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

### 3 設置場所

千葉市中央区長洲 1 丁目 2-1 千葉市消防局 6 階及び 7 階

詳細は別途指示

### 4 支払方法

各月完了払い

なお、各月支払金額は均等になること。ただし、契約後、変更契約が発生した場合はこの限りではない。

### 5 賃貸借物品の仕様

- (1) 本体の大きさは、幅 2,000 mm 以下×奥行 950 mm 以下×高さ 1,900 mm 以下であること。
- (2) 上下 2 段に成人男性が寝ることが可能なもの。
- (3) 上段に上がるための梯子があること。
- (4) 本体の耐荷重は、1 段ごとに 100 kg であること。

### 6 賃貸借物品の設置

- (1) 物品は、組み立てを受注業者が行い、直ちに使用できる状態で設置し、設置に要する費用はすべて賃貸者の負担とする。
- (2) 設置スケジュールは、1 週間前までに賃借者側に報告すること。
- (3) 賃貸借期間前に設置を完了させること。なお、賃貸借期間開始までの賃貸借料は無償とする。

(4) 本契約満了後の賃貸借物品は、賃貸者の負担で回収すること。ただし、賃借者が再リースを申し入れた場合は、この限りではない。

#### 7 賃貸借物品の所有者及び故障時の連絡先等の明記

賃貸借物品には、所有者及び故障時の連絡先を分かりやすいところに明記すること。

#### 8 賃貸借物品の保守等

(1) 賃貸借物品が故障した場合は、土日祝日及び平日夜間を除き、直ちに修理等の対応を行い、使用停止時間を最低限に抑えること。なお、その際にかかった一連の費用は賃貸者側負担とする。

(2) 賃貸借期間中に、賃借者の人為的な原因で損傷した場合は、賃借者の負担により修復するものとする。

(3) 配置場所の引越し等による移設は、事前に賃貸者に連絡することとし、移設は賃借者側で行うものとする。

(4) 賃貸人の負担で動産総合保険契約を締結すること。